

伊賀市告示第 9 号

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会設置要綱(令和 6 年伊賀市告示第 226 号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 4 日から施行する。

伊賀市告示第 10 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	株式会社スグリ
事業者の主たる事務所の所在地	亀山市東御幸町 120 番地 10 第 2 亀山プラザビル 1 階
代表者名	代表取締役 村主 憲一
代表者の住所	伊賀市柘植町 2080 番地
事業所名	デイサービススグリ
事業所の所在地	伊賀市楯岡 90 番地
事業所番号	2 4 9 1 2 0 0 3 0 5
指定年月日	令和 7 年 2 月 1 日
サービス種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 11 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 14360	旧	西川原線	起点 伊賀市寺田字西川原 435 番 1 地 先 終点 伊賀市寺田字西川原 426 番 1 地 先	2.5～4.2	78.3
	新	西川原線	起点 伊賀市寺田字西川原 435 番 1 地 先 終点 伊賀市寺田字西川原 426 番 1 地 先	2.6～22.7	157.8

伊賀市告示第 12 号

伊賀市住宅支援給付事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住宅支援給付事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市住宅支援給付事業実施要綱（平成21年伊賀市告示第168号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 13 号

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示
伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和 5 年伊賀市告示第 185 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 14 号

伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を廃止する
告示

伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和 6 年伊賀市
告示第 18 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 15 号

令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱（令和 6 年伊賀市告示第 263 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 16 号

令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱を廃止する告示

令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱（令和 6 年伊賀市告示第 265 号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 17 号

芭蕉翁生家保存改修検討委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

芭蕉翁生家保存改修検討委員会設置要綱を廃止する告示

芭蕉翁生家保存改修検討委員会設置要綱（平成 30 年伊賀市告示第 166 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

伊賀市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 182 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 14 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

市部区

代表者の氏名 吉澤 良

代表者の住所 伊賀市市部 1712 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福井 俊史

新代表者の氏名 吉澤 良

旧代表者の住所 伊賀市市部 1616 番地

新代表者の住所 伊賀市市部 1712 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 1 月 5 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 19 号

伊賀市環境保全活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市環境保全活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、環境の保全に係る自主的な活動を行う市民団体の育成と会員による活動内容の充実を目的に交付する伊賀市環境保全活動支援事業補助金（以下「事業補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「交付規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 事業補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、伊賀市環境基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 155 号）第 3 条に規定する基本理念に基づき実施される環境の保全に関する事業として市長が認めるものとする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、事業補助金の交付の対象としない。

(補助対象団体)

第 3 条 事業補助金の交付の対象となる市民団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、又は在勤する 5 人以上の者で構成されていること。
- (2) 活動拠点が市内にあること、又はその活動が主に市内で行われること。
- (3) 定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 年間を通して活動し、補助対象事業に係る収支が明らかであること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成員

又はその構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でないこと。

- (7) 自治組織に関する規則(平成23年伊賀市規則第36号)第2条に規定する住民自治協議会又は自治会等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 事業補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費であつて、別表に定めるものとする。

(事業補助金の額及び限度額)

第5条 事業補助金の額は、前条に規定する経費の額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、25万円を限度とする。

(事業補助金の交付申請の様式等)

第6条 事業補助金に係る交付規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 団体の定款等
- (2) 団体の前年度の実績報告書及び収支決算書(事業補助金の交付の申請をした日の属する年度(以下「申請年度」という。)に設立した団体を除く。)
- (3) 団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書

(実績報告の期限)

第7条 補助対象事業に係る交付規則第12条第2項の規定による報告は、申請年度の3月10日(その日が伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)に定める市の休日(以下「市の休日」という。)である場合は、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日)までに行うものとする。

(事業補助金の終期)

第8条 事業補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(人権生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正)

- 2 人権生活環境部関係補助金等交付要綱(平成16年伊賀市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別表4 生活環境課の表を削る。

別表(第4条関係)

経費区分	内容
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外の者に支払う経費
旅費	調査、講師・有識者招聘旅費、事業の実施に直接必要な旅費
需用費	事業の実施に要する消耗品費(各種材料費、教材、資料代を含む)、燃料費、印刷製本費(写真代、看板、横断幕等製作費を含む)
役務費	事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支払う経費(全ての事業を一括で委託する場合を除く。)
使用料、賃借料	事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、その購入総額は10万円以内に限る。ただし、市長が特に必要かつ適切と認めるものはこの限りでない。
負担金	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費(飲食費を除く。)
その他	その他補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費

伊賀市告示第 21 号

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱（平成 28 年伊賀市告示第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による支払は、口座振替の方法によりこれを行うものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。

伊賀市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 5 年上野市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

比自岐区

代表者の氏名 宮本 盛文

代表者の住所 伊賀市比自岐 1250 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福井 眞一

新代表者の氏名 宮本 盛文

旧代表者の住所 伊賀市比自岐 726 番地

新代表者の住所 伊賀市比自岐 1250 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 1 月 26 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 23 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

令和 7 年 1 月 22 日

2 撤去場所及び台数

さまざま広場 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返還を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市産業振興部中心市街地推進課 TEL：0595-22-9825

伊賀市告示第 24 号

伊賀市立保育所民営化移行支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市立保育所民営化移行支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市立保育所民営化移行支援補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 305 号）の一部を次のように改正する。

別表中「226,692 円」を「249,948 円」に、「11,334 円」を「12,497 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。